

議 案 書

令 和 2 年 9 月

第 4 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	令和元年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	令和元年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 7 7	令和2年度松山市一般会計補正予算（第5号）		5
7 8	令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）		1 3
7 9	令和2年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		1 5
8 0	松山市暴力団排除条例の一部改正について		1 7
8 1	松山市手数料条例の一部改正について		2 1
8 2	松山市特別用途地区建築条例の一部改正について		2 3
8 3	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について		2 5
8 4	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市新垣生学校給食共同調理場新築主体工事）		2 7
8 5	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市新垣生学校給食共同調理場新築給排水工事）		2 9
8 6	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）		3 1
8 7	財産の取得について（CD-1型消防ポンプ自動車）		3 3
8 8	和泉自転車保管所ゲート等破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて		3 5
8 9	市道路線の認定について		3 7

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和元年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和元年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 令和元年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 令和元年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 令和元年度松山市財産に関する調書
5. 令和元年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 令和元年度松山市運用基金状況書
7. 令和元年度松山市各会計決算審査意見書
令和元年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法(抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和元年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 令和元年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 令和元年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 令和元年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第77号

令和2年度松山市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,779,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,065,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		694,067 千円	25,579 千円	719,646 千円
	1 分担金	28,395	25,579	53,974
16 国庫支出金		97,836,533	2,253,374	100,089,907
	1 国庫負担金	37,177,053	125,005	37,302,058
	2 国庫補助金	60,555,119	2,128,369	62,683,488
17 県支出金		15,139,352	438,039	15,577,391
	2 県補助金	2,983,292	438,039	3,421,331
20 繰入金		14,090,600	550,233	14,640,833
	1 基金繰入金	14,040,402	550,233	14,590,635
21 繰越金		900,000	345,758	1,245,758
	1 繰越金	900,000	345,758	1,245,758
22 諸収入		6,122,695	485,363	6,608,058
	3 貸付金元利収入	4,022,791	500,000	4,522,791
	4 雑入	2,057,064	△ 14,637	2,042,427
		12,537,400	1,681,200	14,218,600
23 市債		12,537,400	1,681,200	14,218,600
	1 市債	12,537,400	1,681,200	14,218,600
歳入	合計	247,285,724	5,779,546	253,065,270

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		842,902 千円	△ 16,214 千円	826,688 千円
	1 議会費	842,902	△ 16,214	826,688
2 総務費		15,207,293	58,885	15,266,178
	1 総務管理費	11,824,048	49,357	11,873,405
	3 戸籍住民基本台帳費	1,111,567	9,528	1,121,095
3 民生費		150,975,281	806,827	151,782,108
	1 社会福祉費	92,882,877	413,520	93,296,397
	2 児童福祉費	35,575,448	380,612	35,956,060
	3 生活保護費	22,516,956	12,695	22,529,651
4 衛生費		16,911,724	218,789	17,130,513
	1 保健衛生費	3,199,356	167,491	3,366,847
	2 保健所費	7,249,035	53,403	7,302,438
6 農林水産業費	3 清掃費	6,463,333	△ 2,105	6,461,228
		2,010,008	417,278	2,427,286
	1 農業費	912,896	6,037	918,933
	2 農業土木費	536,689	375,678	912,367
		191,600	4,800	196,400
	4 水産業費	368,823	30,763	399,586

7	商工費		9,155,444	2,022,505	11,177,949
	1 商工費		7,799,096	2,052,420	9,851,516
	2 観光費		1,356,348	△ 29,915	1,326,433
8	土木費		15,942,722	617,818	16,560,540
	2 道路橋梁費		2,111,614	436,918	2,548,532
	3 河川費		940,970	188,400	1,129,370
	4 港湾費		376,155	△ 20,000	356,155
	5 都市計画費		10,206,313	12,500	10,218,813
9	消防費		5,304,576	△ 2,974	5,301,602
	1 消防費		5,304,576	△ 2,974	5,301,602
10	教育費		13,400,152	339,410	13,739,562
	1 教育総務費		2,348,683	173,908	2,522,591
	2 小学校費		1,663,654	206,779	1,870,433
	6 保健体育費		5,893,249	△ 41,277	5,851,972
12	災害復旧費		747,161	1,317,222	2,064,383
	1 農林水産施設災害復旧費		700,711	800,232	1,500,943
	2 土木施設災害復旧費		46,450	440,440	486,890
	4 観光施設災害復旧費		0	76,550	76,550
歳	出	合 計	247,285,724	5,779,546	253,065,270

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター及び総合窓口センター業務 案内業務委託	令和2年度～令和5年度	171,900 千円
中島廃校施設解体工事	令和2年度～令和3年度	247,400
松山市立図書館窓口等運営業務委託	令和2年度～令和7年度	656,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興施設整備事業	千円 50,000	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 令和2年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。 	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。
観光施設災害復旧事業	30,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>猶予特例債</p>	<p>千円 600,000</p>	<p>1 借入先 財務省その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和2年度</p>	<p>年10% 以内</p>	<p>1 償還期限 1年以内 2 償還額及び財源 一般財源等により満期一括償還す る。 3 財務省その他より借り入れられる場合に おいて前各号の償還の方法が借入先 の融通条件に抵触するときは、その融 通条件によることできる。</p>

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和2年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の償還条件に抵 触するときは、その融通 条件によることできる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	310,000	同上	同上	同上	570,000	同上	同上	同上
	450,000	同上	同上	同上	同上	880,000	同上	同上
土木施設災害復旧事業	50,000	同上	同上	同上	360,000	同上	同上	同上

議案第78号

令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917,142千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		245,240 千円	43,842 千円	289,082 千円
	1 一般会計繰入金	245,240	43,842	289,082
歳入	合計	873,300	43,842	917,142

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		871,936 千円	43,842 千円	915,778 千円
	1 市場事業費	871,936	43,842	915,778
歳出	合計	873,300	43,842	917,142

議案第79号

令和2年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,002千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市松山城観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		11,000 千円	35,402 千円	46,402 千円
	1 繰越金	11,000	35,402	46,402
歳入	合計	469,600	35,402	505,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 索道運輸事業費		227,760 千円	7,258 千円	235,018 千円
	1 索道運輸事業費	227,760	7,258	235,018
2 松山城管理費		240,840	28,144	268,984
	1 松山城管理費	240,840	28,144	268,984
歳出	合計	469,600	35,402	505,002

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市暴力団排除条例の一部改正について

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例

松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項を次のように改める。

- 2 次に掲げる営業（以下この条及び第 17 条第 1 項第 2 号において「特定営業」という。）を営む者（以下この条において「特定営業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員を業務に従事させてはならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下この項において「風俗営業適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業適正化法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
- (3) 風俗営業適正化法第 2 条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業
- (4) 風俗営業適正化法第 2 条第 13 項に規定する接客業務受託営業
- (5) 風俗営業適正化法第 2 条第 13 項第 4 号に規定する飲食店営業
- (6) 次に掲げる行為を行うための施設又は設備（不特定多数の者が利用することができるものに限る。）を設け、当該施設又は設備において当該行為を行う営業
- ア 風俗営業適正化法第 2 条第 1 項第 1 号、第 6 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 項第 1 号に掲げる営業（以下この号において「特定風俗営業」という。）に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、これを提供する行為
- イ 特定風俗営業の客になろうとする者を、当該特定風俗営業の営業所若しくは受付所（風俗営業適正化法第 31 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する受付所をいう。）又は当該特定風俗営業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が指定する場所（以下この号において「営業所等」という。）に案内する行為
- ウ 特定風俗営業の客になろうとする者に対し、その者を営業所等に案内する者と待

ち合わせるための場所を提供する行為

エ 特定風俗営業の客になろうとする者のために、当該特定風俗営業を営む者から当該特定風俗営業に係る役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

(7) 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為を行う営業（前各号に掲げる営業を除く。）

ア 前各号に掲げる営業に関し、客引きをする行為

イ 前各号に掲げる営業に関し、人に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは掲示して客を誘引する行為

ウ 前各号に掲げる営業に係る役務に従事するように勧誘する行為

エ 写真又は映像の被写体となる役務に従事するように勧誘する行為

第12条第3項中「特定接客業者」を「特定営業者」に、「特定接客業の」を「特定営業の」に改め、「その営業所における」を削り、「第17条第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条第4項中「特定接客業者」を「特定営業者」に、「特定接客業の」を「特定営業の」に改める。

第17条第2号中「特定接客業」を「特定営業」に、「接客業務」を「業務」に改め、「その営業所における」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第18条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第17条第2項の規定は、この条例の施行前に自首した者及びこの条例の施行前にした行為についてこの条例の施行後に自首した者についても、適用する。

(提案理由)

暴力団排除特別強化地域で規制の対象となる営業の範囲を拡大するとともに、特定営業

を営む者が自首した場合は刑の減軽又は免除ができるようにするため、本案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号の 2 を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

通知カード再交付手数料を廃止するため、本案を提出する。

議案第 82 号

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特別用途地区建築条例の一部改正について

松山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

松山市特別用途地区建築条例（平成 19 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表大規模集客施設制限地区の項を次のように改める。

大規模集客施設制限地区	法別表第 2（か）項に掲げる建築物
-------------	-------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大規模集客施設制限地区で建築してはならない建築物にナイトクラブ等を加えるため、
本案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について
松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を次のように定める。

記

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に関する対策に係る利子補給の事業に要する経費に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として、松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、本案を提出する。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称)松山市新垣生学校給食共同調理場新築主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称)松山市新垣生学校給食共同調理場新築主体工事
2. 施工場所 松山市東垣生町650番地1ほか
3. 内 容 鉄骨造 平屋建
建築面積 3,353.64㎡
延べ面積 3,396.26㎡
建築主体工事 1式
設備機器基礎工事 1式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目1番26号
大和・横田特定建設工事共同企業体
代表者 大和コンストラクション株式会社 代表取締役 義野 正弘
5. 請負金額 7億6,230万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称)松山市新垣生学校給食共同調理場新築給排水工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称)松山市新垣生学校給食共同調理場新築給排水工事
2. 施工場所 松山市東垣生町650番地1ほか
3. 内 容 鉄骨造 平屋建 延べ面積 3,396.26㎡

ポンプ室付受水槽	1基
上水自動給水装置	1台
スプリンクラー設備	1式
フード消火設備	1式
貯湯タンク	2基
蒸気ボイラ(ガス)	2基
蒸気ボイラ給湯用(ガス)	2基
廃水処理設備	1式
その他給排水工事	1式
4. 請 負 人 松山市谷町甲78番地1
重松・勝山特定建設工事共同企業体
代表者 重松兄弟設備株式会社 代表取締役 清水 盛士郎
5. 請負金額 3億1,900万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

水槽付消防ポンプ自動車 1台

2. 取得価格

6,919万円

3. 契約の相手方

松山市大手町一丁目10番地1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（CD-1型消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

CD-1型消防ポンプ自動車 3台

2. 取得価格

6,842万円

3. 契約の相手方

松山市桑原二丁目3番19号

有限会社愛媛芝浦ポンプ商会

代表取締役 松井 信治

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

和泉自転車保管所ゲート等破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて
和泉自転車保管所ゲート等破損事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

令和元年 10 月 14 日午後 1 時 30 分頃、松山市和泉北一丁目 4 番において、相手方が運転する軽自動車、和泉自転車保管所のゲート及びバリカー、備品等に接触し、損害（物損）を受けたものである。

3. 和解の内容

相手方から市に損害賠償金として 1, 514, 459 円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じて、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

和泉自転車保管所ゲート等破損事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

令和2年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 素鷲 186号線	小坂五丁目	小坂五丁目	
2	市道 桑原 278号線	畑寺一丁目	畑寺一丁目	
3	市道 味生 295号線	北斎院町	北斎院町	
4	市道 味生 296号線	北斎院町	北斎院町	
5	市道 味生 297号線	南斎院町	南斎院町	
6	市道 生石 294号線	高岡町	高岡町	
7	市道 垣生 203号線	東垣生町	東垣生町	
8	市道 垣生 204号線	東垣生町	東垣生町	
9	市道 垣生 205号線	東垣生町	東垣生町	
10	市道 久枝 282号線	東長戸二丁目	東長戸二丁目	
11	市道 堀江 250号線	福角町	福角町	
12	市道 堀江 251号線	堀江町	堀江町	
13	市道 余土 249号線	保免西二丁目	保免西二丁目	
14	市道 余土 250号線	保免西二丁目	保免西二丁目	
15	市道 余土 251号線	保免西二丁目	保免西二丁目	
16	市道 余土 252号線	余戸南三丁目	余戸南三丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 久米 252号線	来住町	来住町	
18	市道 久米 253号線	鷹子町	鷹子町	
19	市道 久米 254号線	鷹子町	鷹子町	
20	市道 石井 526号線	西石井二丁目	西石井二丁目	
21	市道 石井 527号線	和泉南三丁目	和泉南三丁目	
22	市道 石井 528号線	和泉南四丁目	和泉南四丁目	
23	市道 石井 529号線	北井門二丁目	北井門二丁目	
24	市道 石井 530号線	北土居一丁目	北土居一丁目	
25	市道 石井 531号線	北土居四丁目	北土居四丁目	
26	市道 北条 21号線	北条辻	北条辻	
27	市道 雄郡 206号線	土居田町	土居田町	
28	市道 和気 244号線	馬木町	馬木町	
29	市道 石井 532号線	古川北二丁目	古川北二丁目	

(提案理由)

図面番号第1～26号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第27～29号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

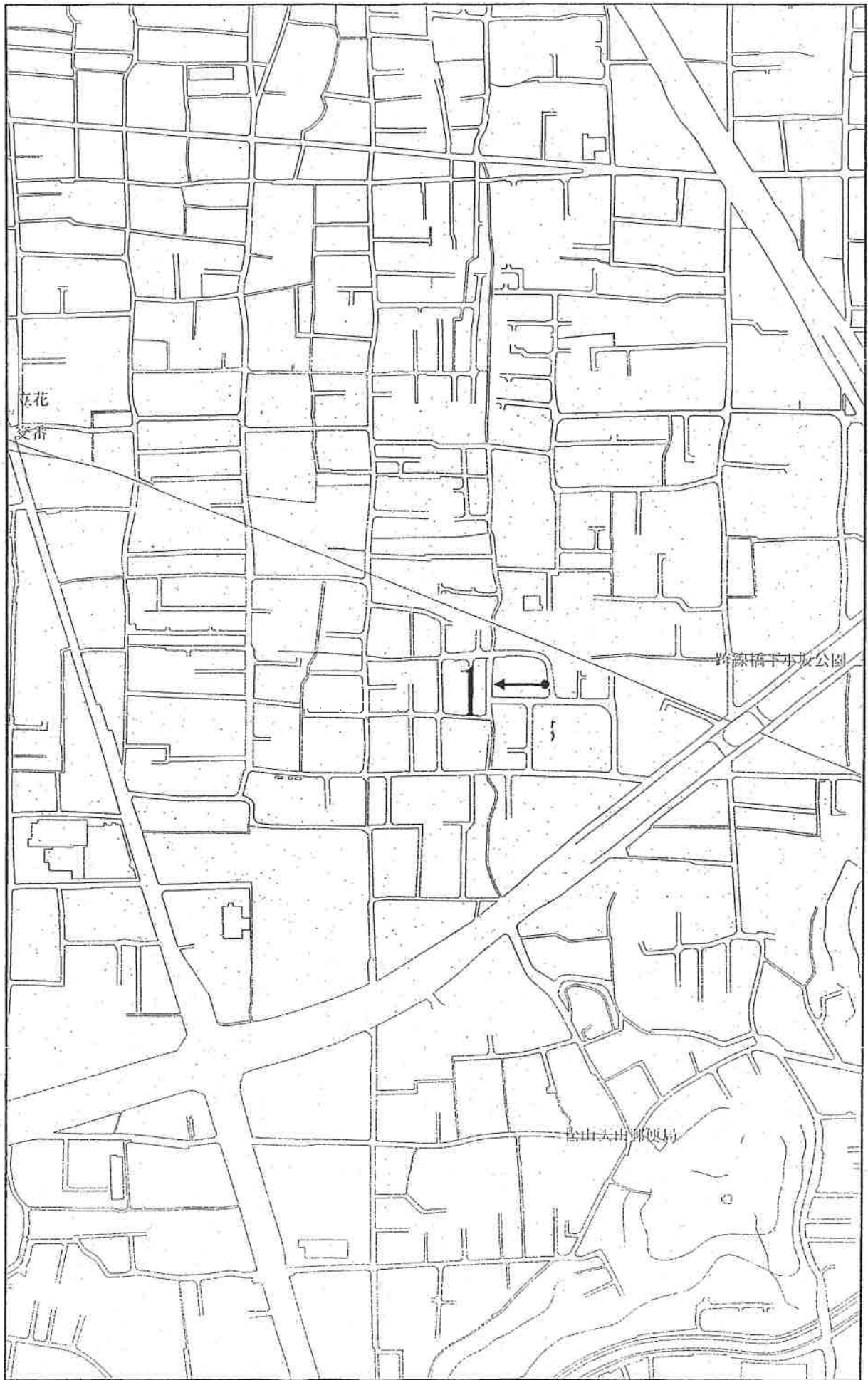
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあり、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

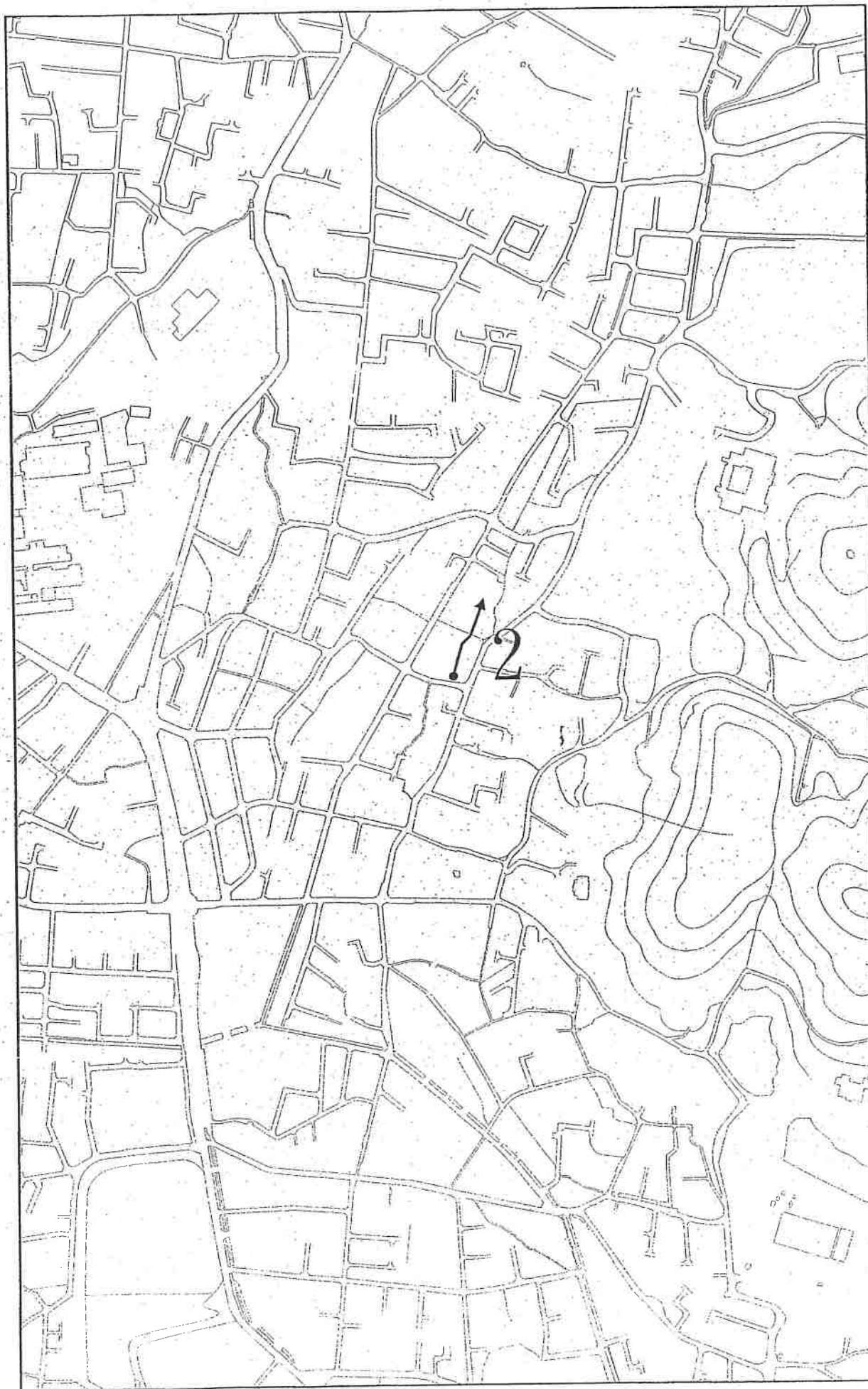
道路法(抄)

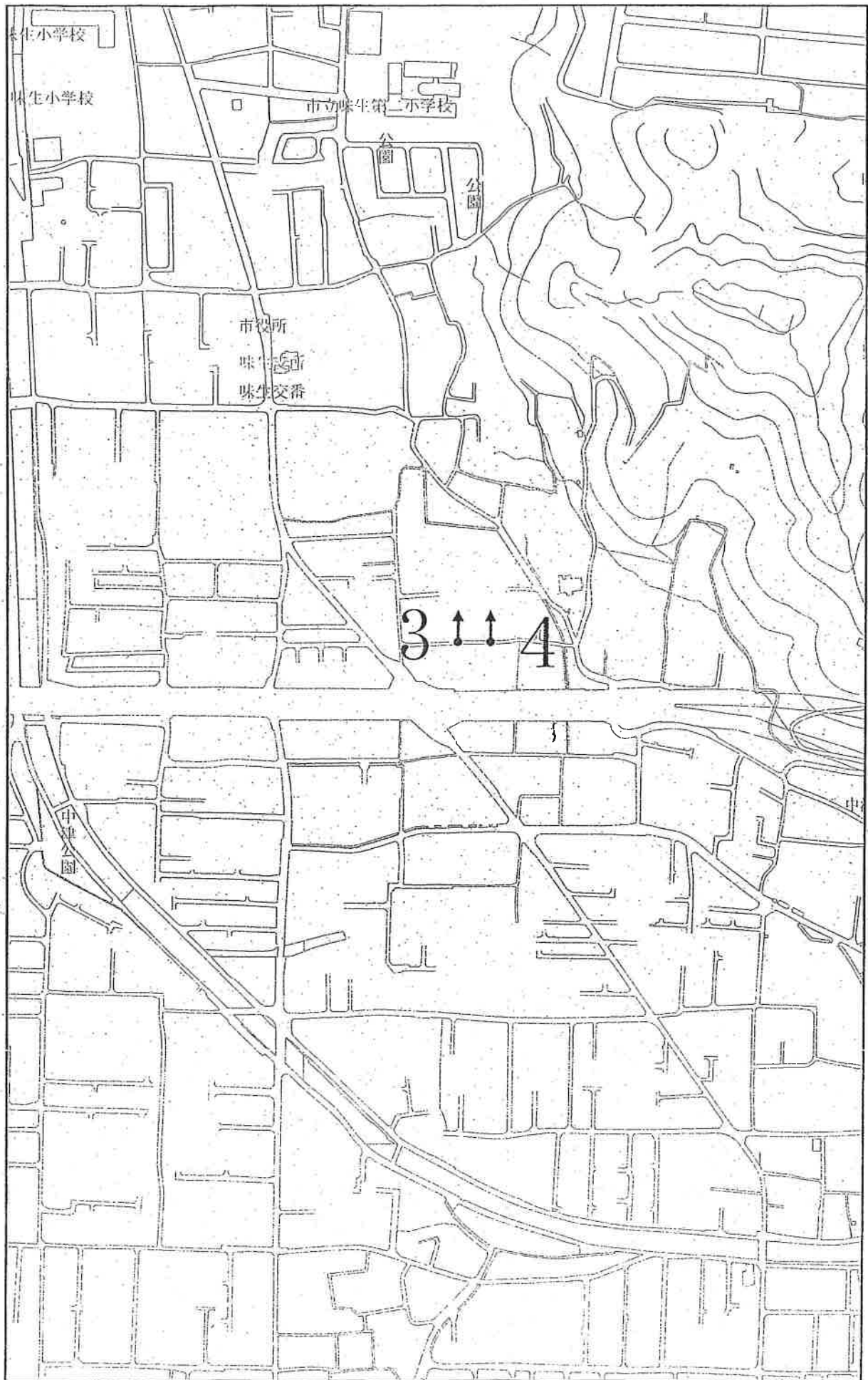
(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

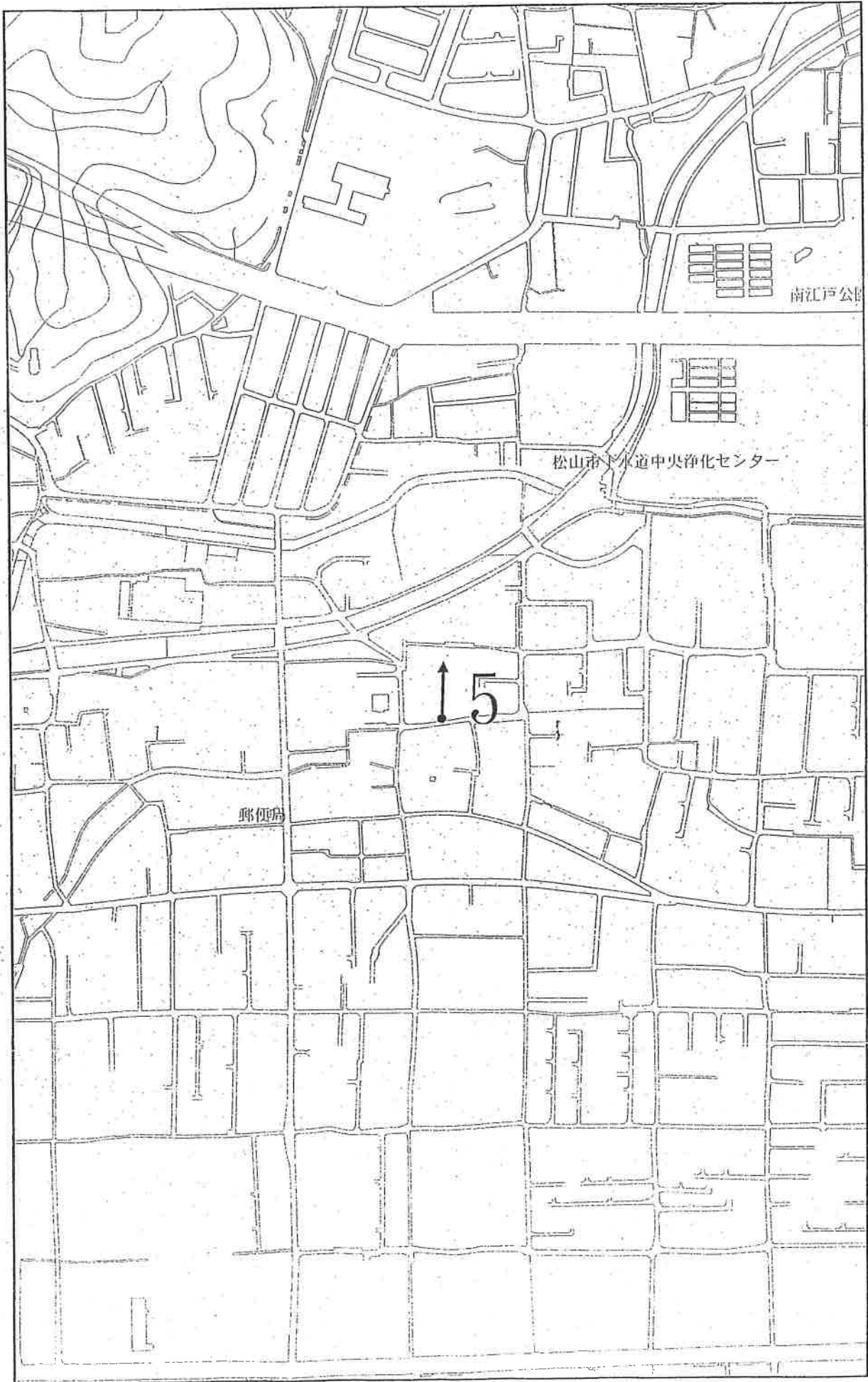
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

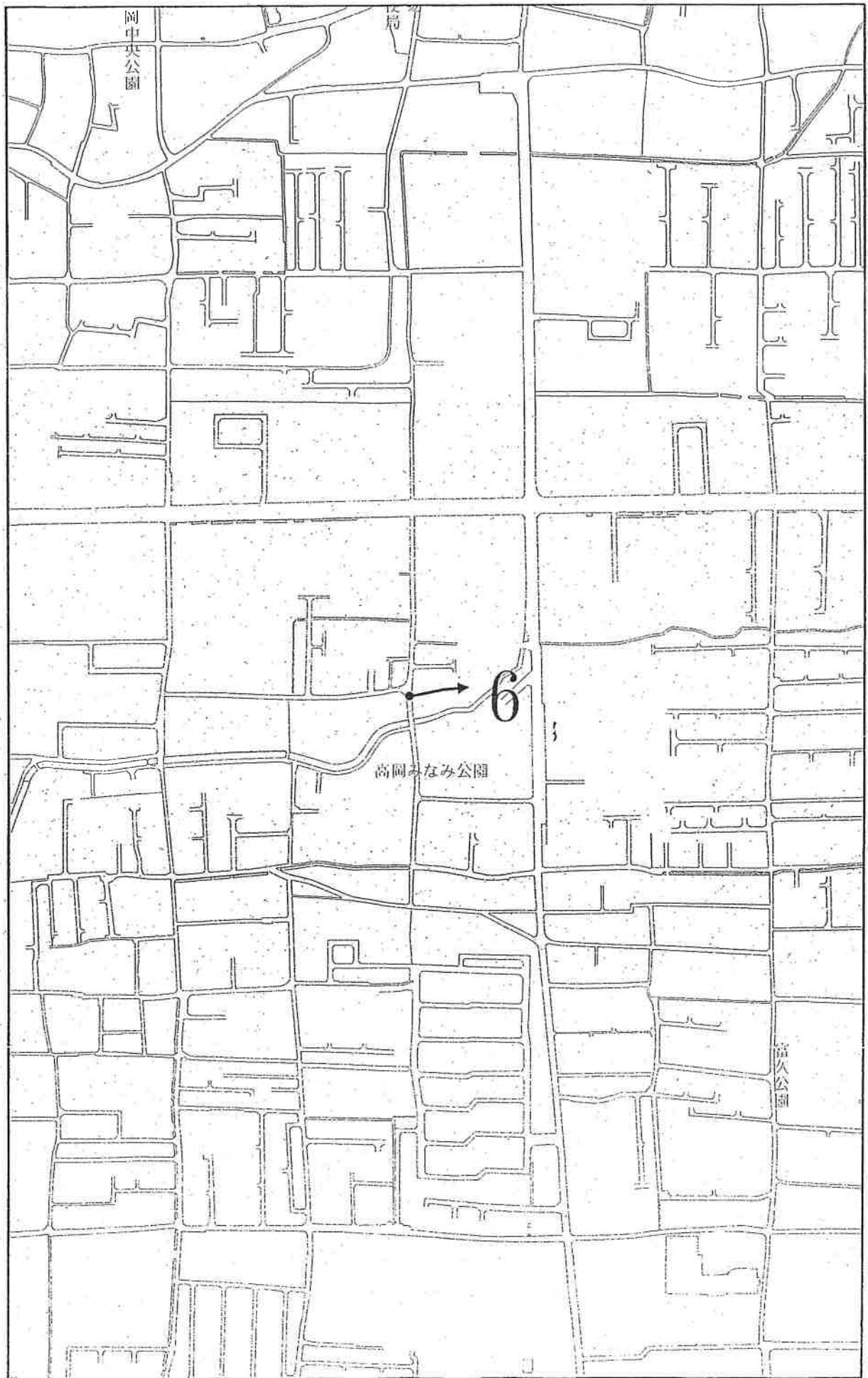


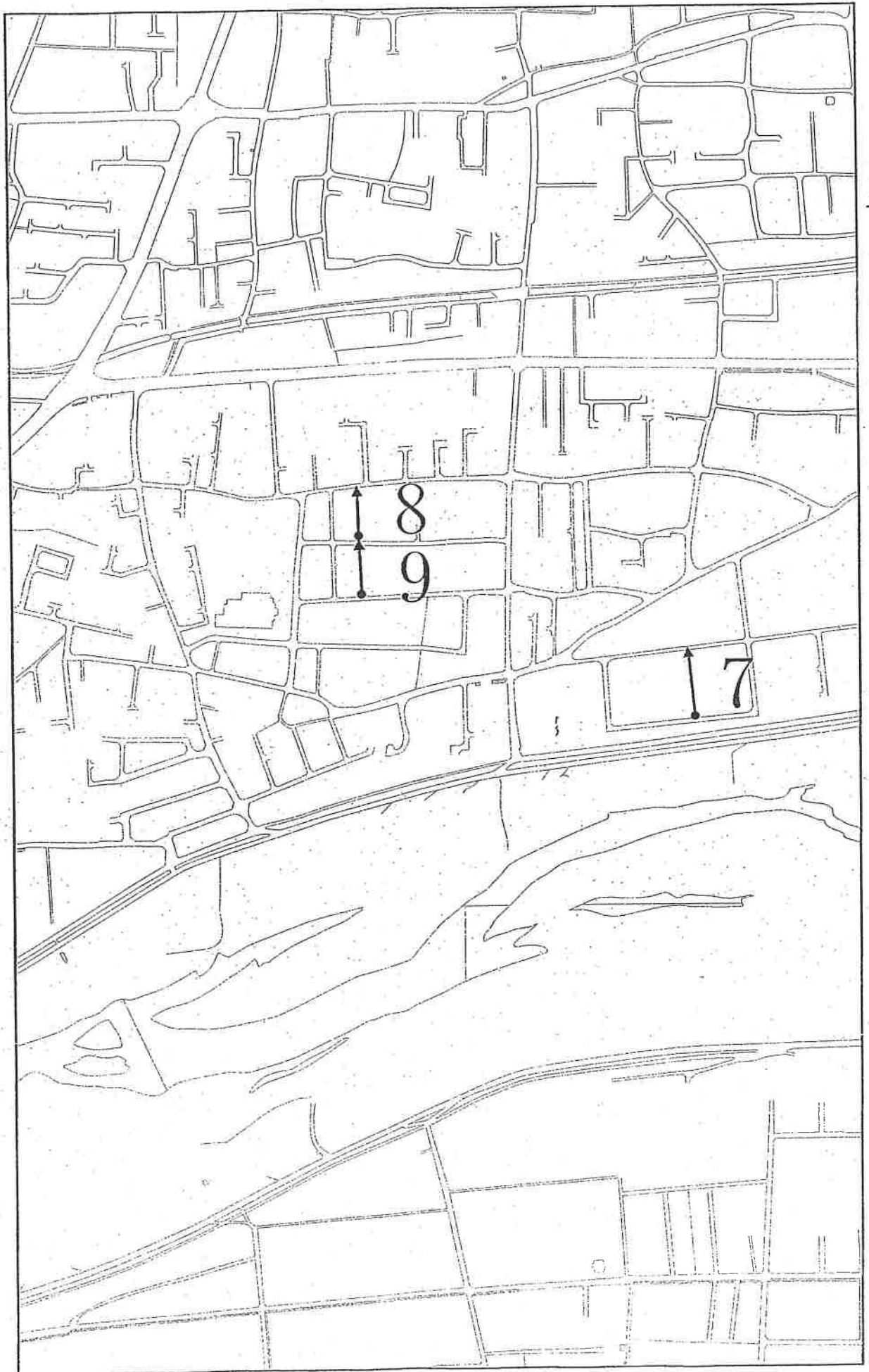


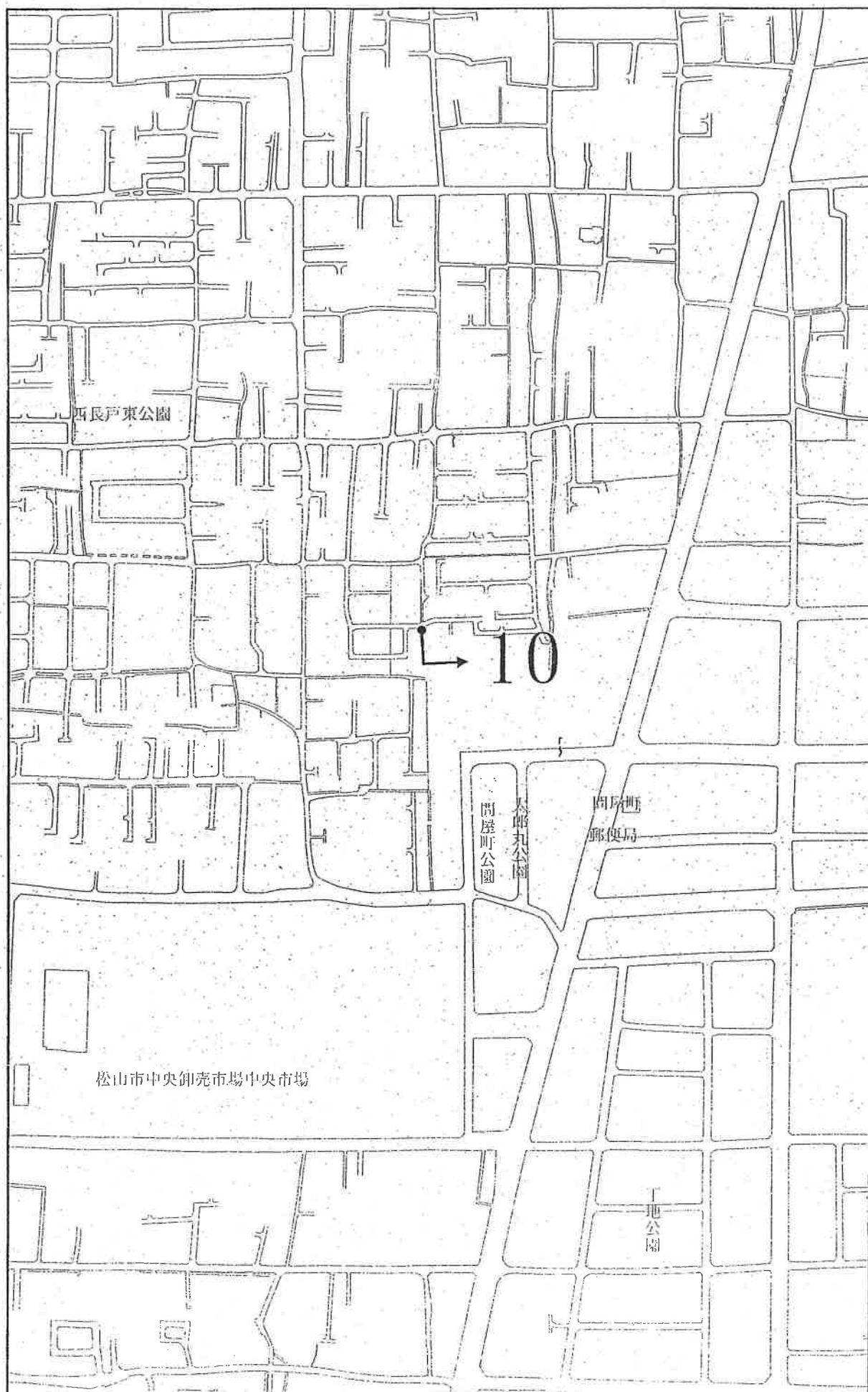


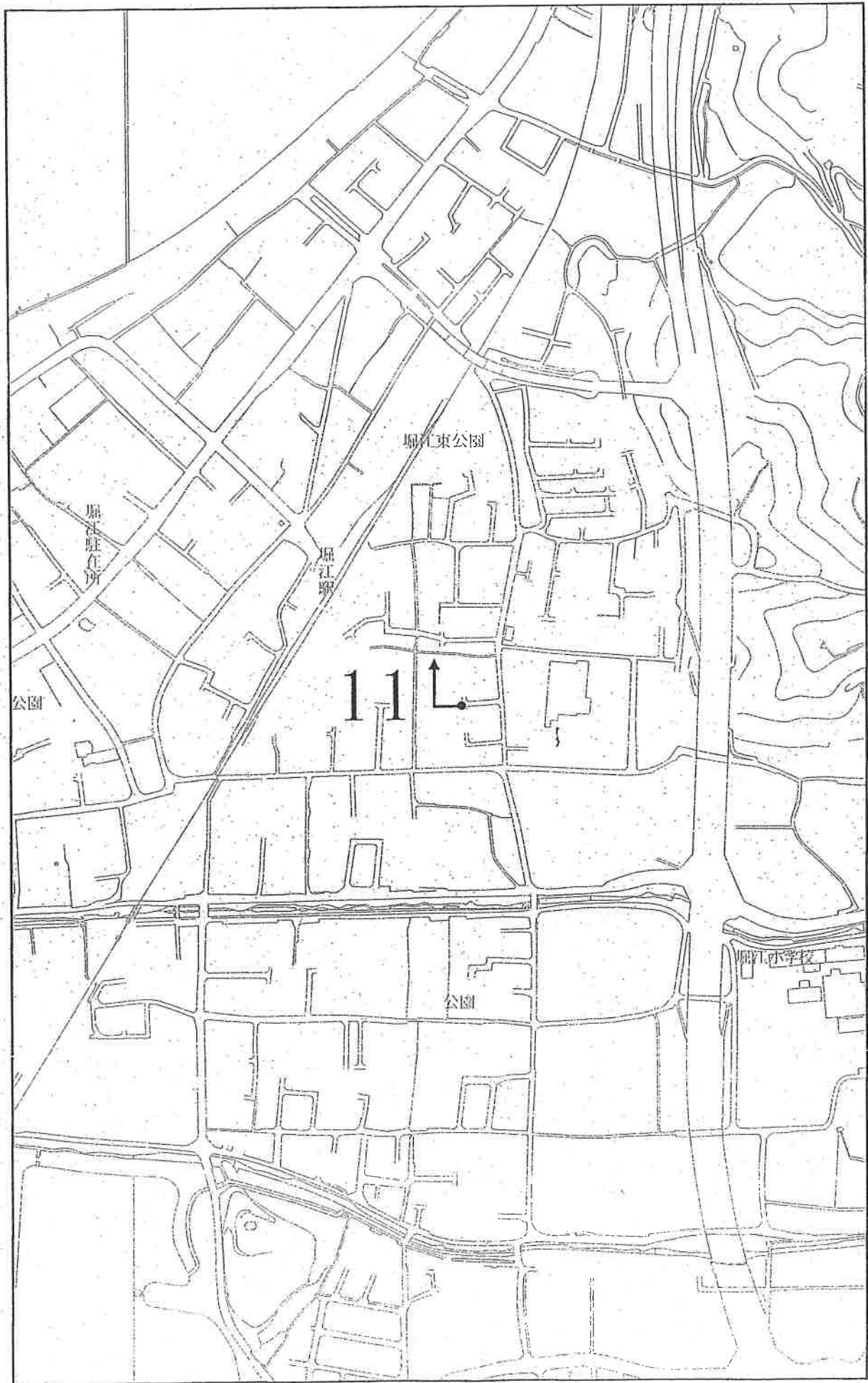
3 ↑ ↑ 4

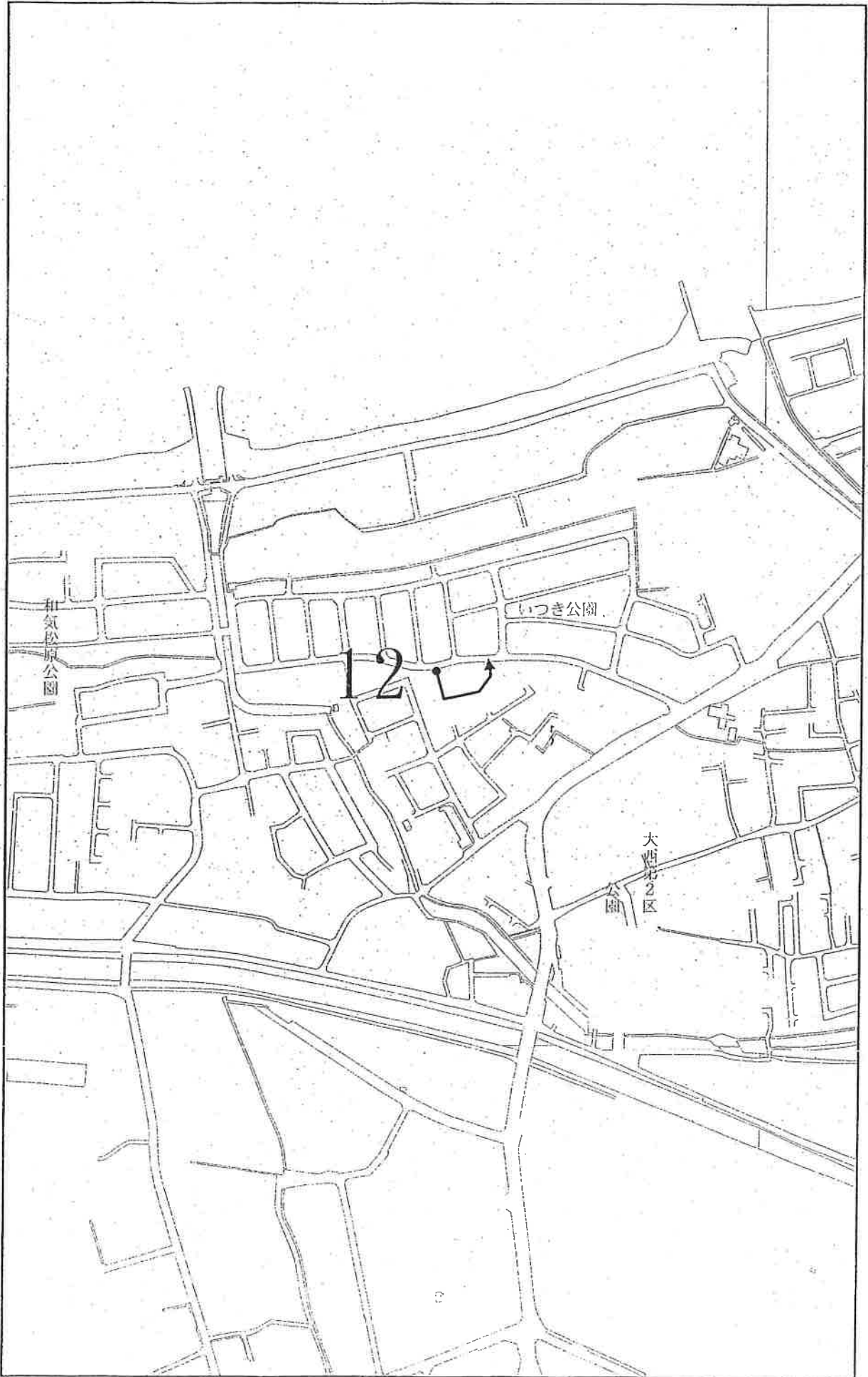


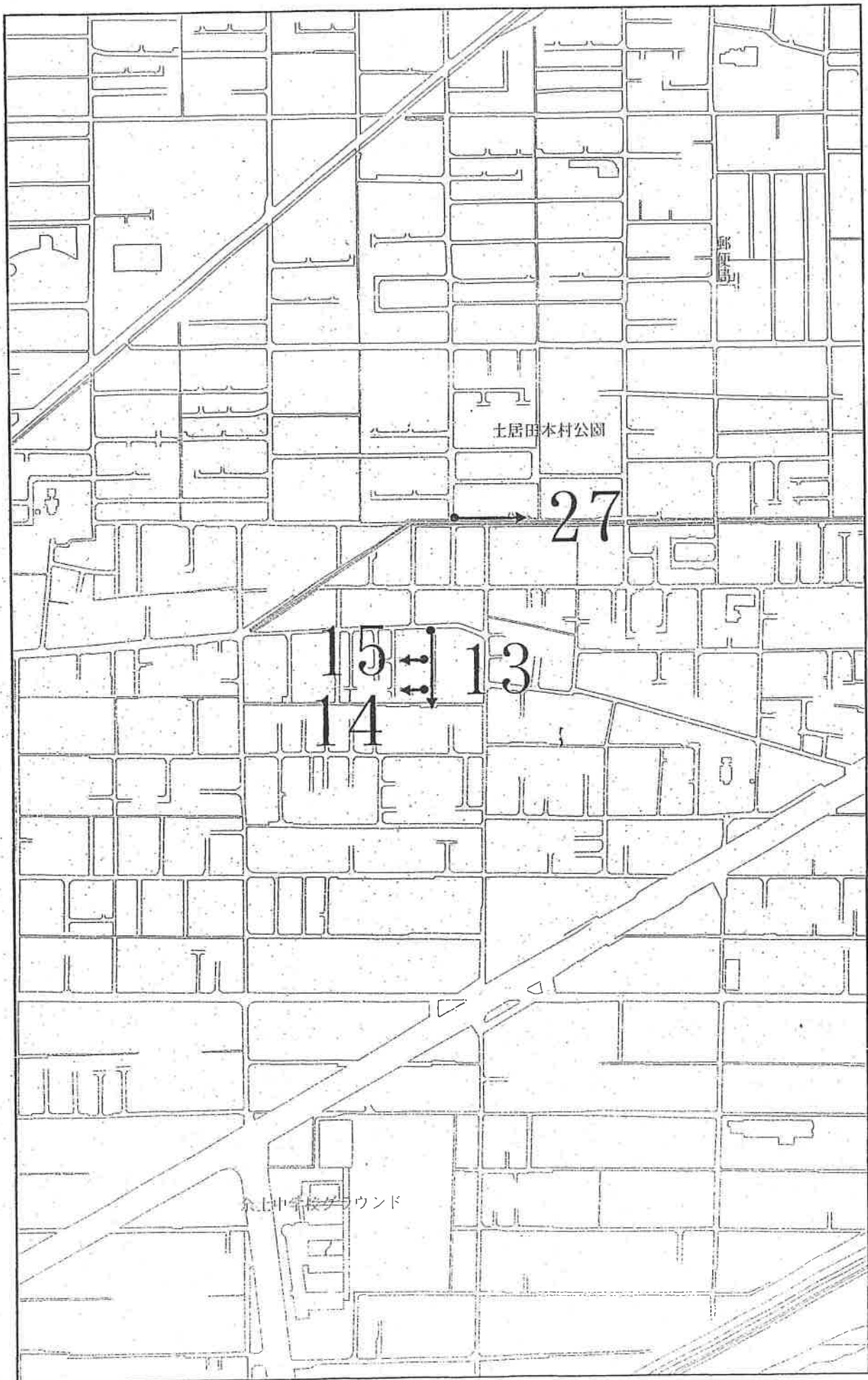




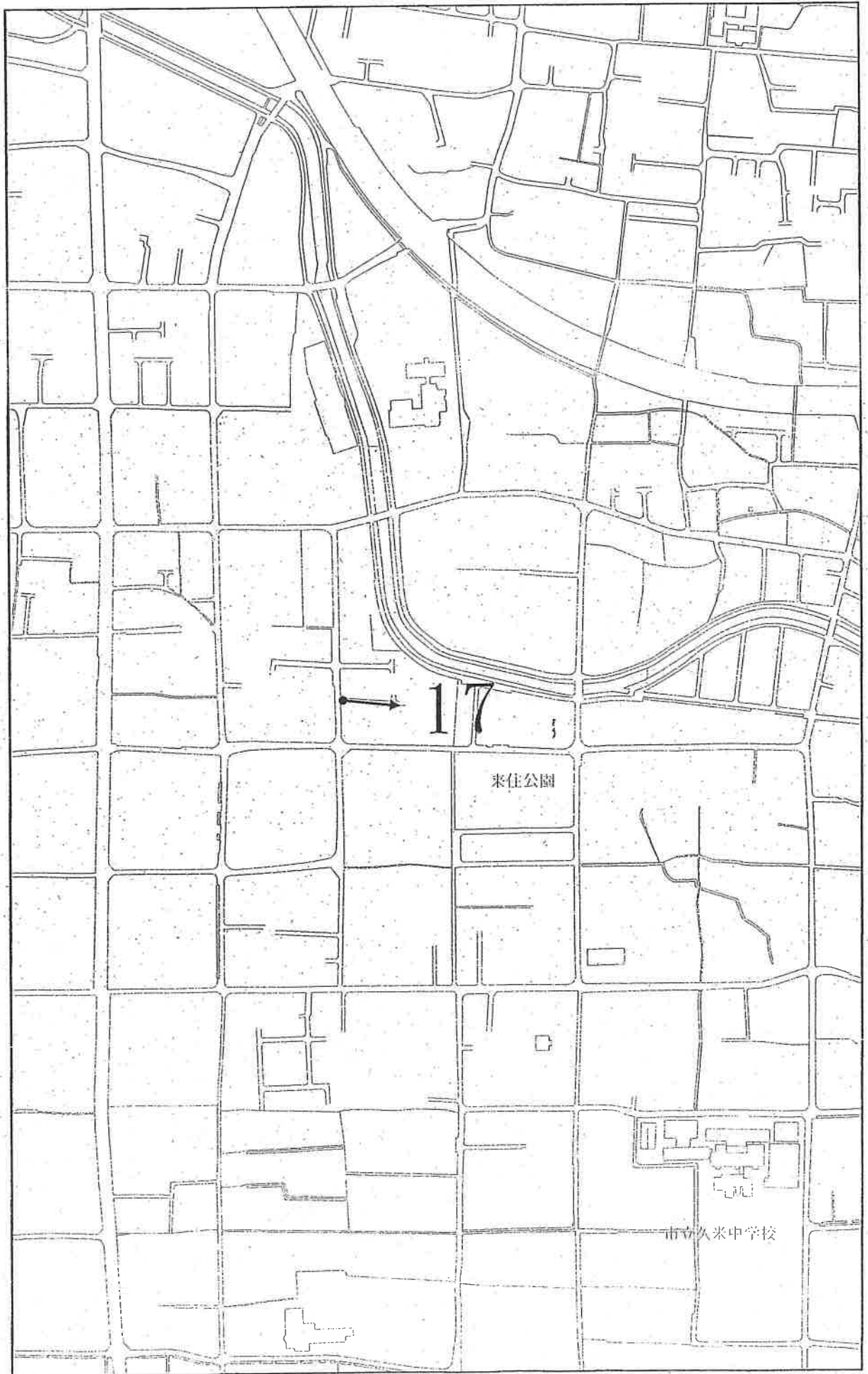


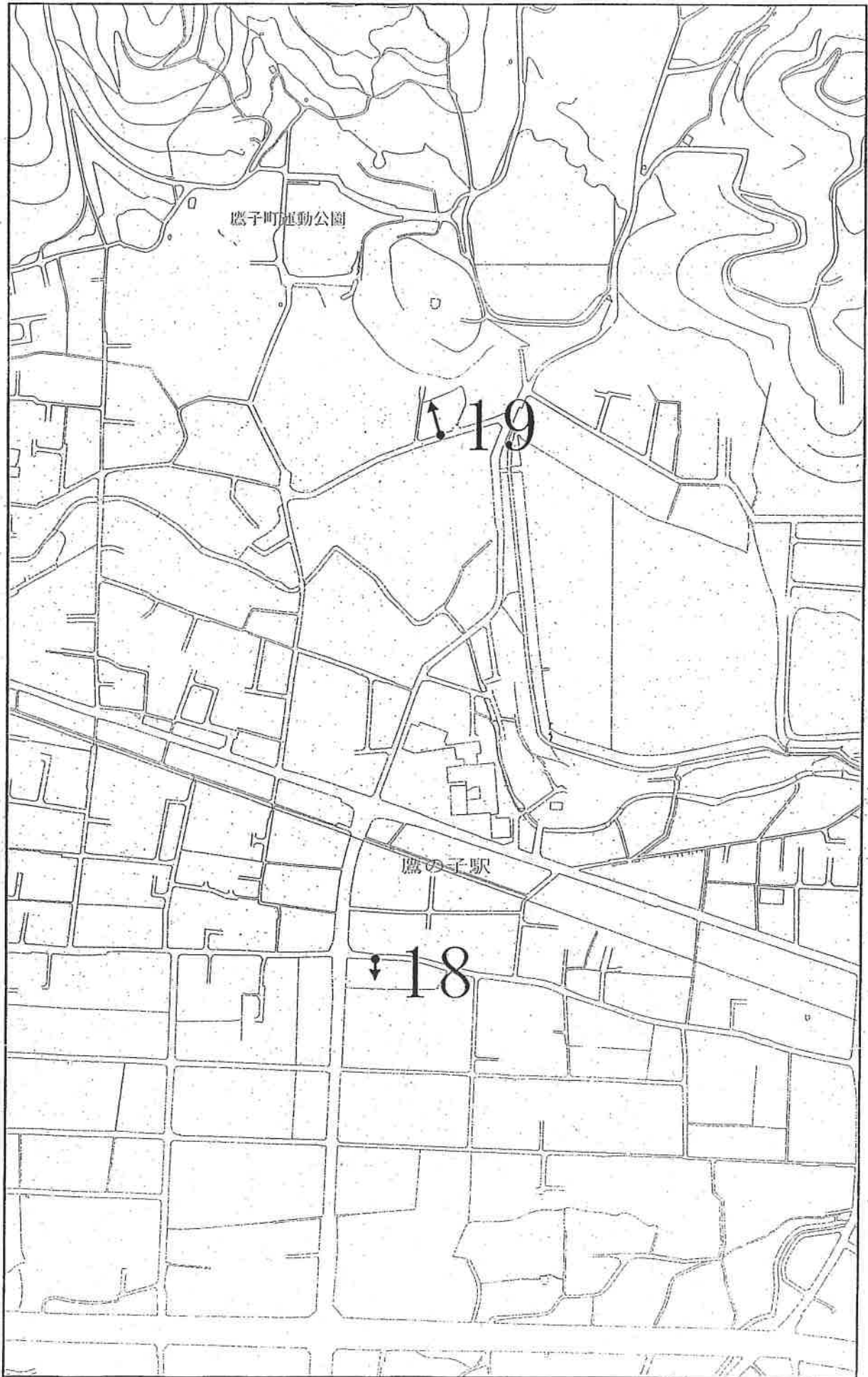


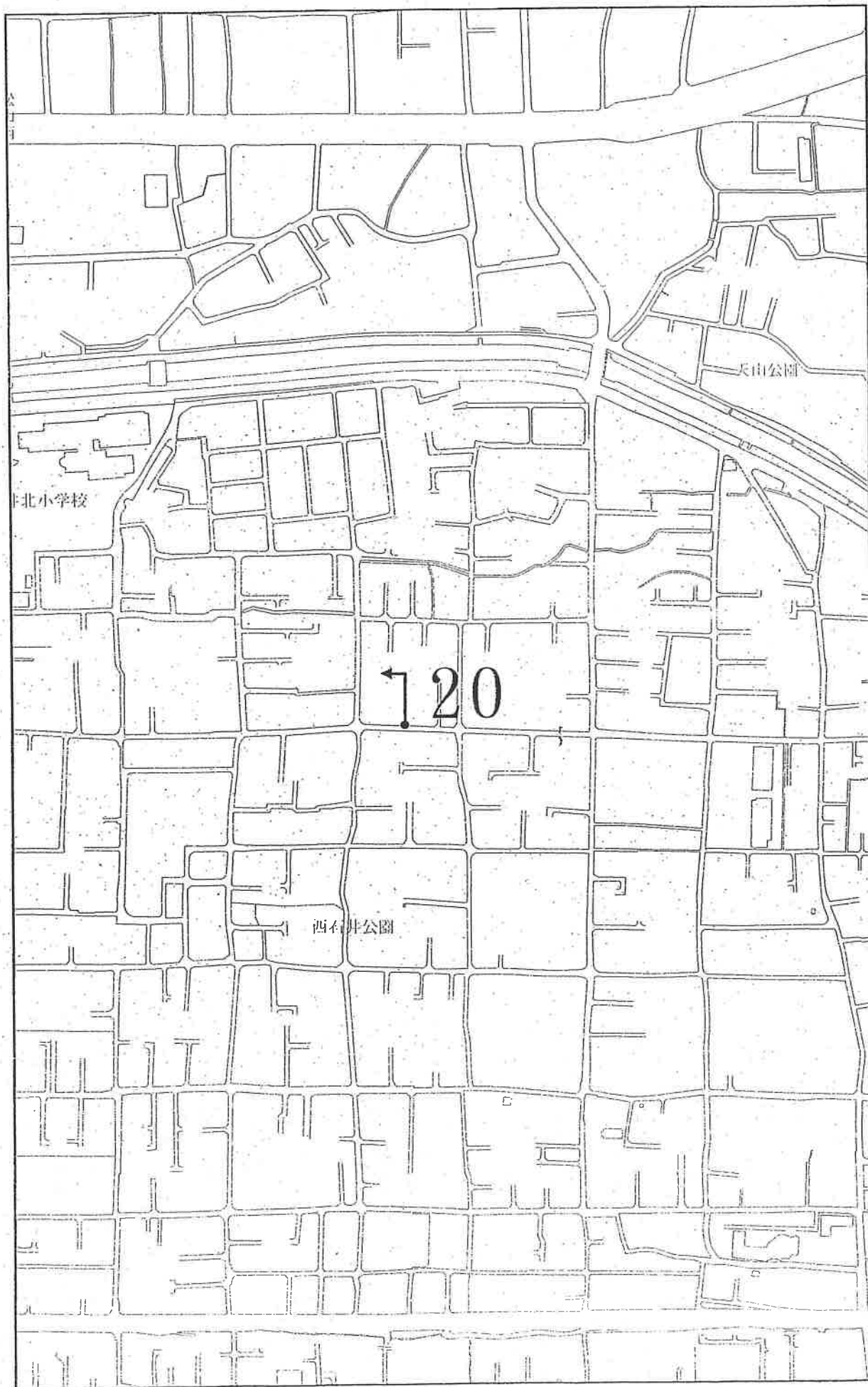


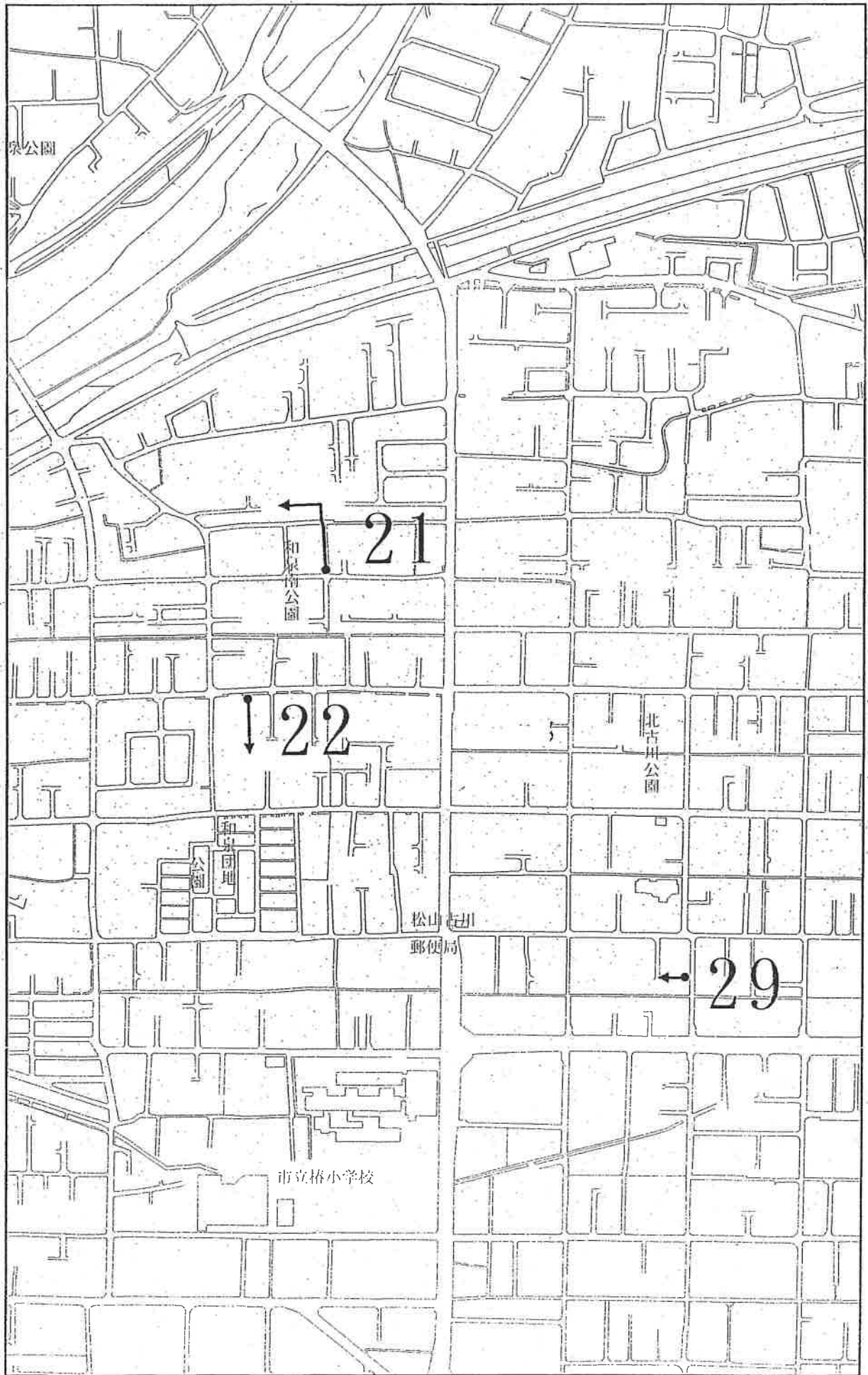




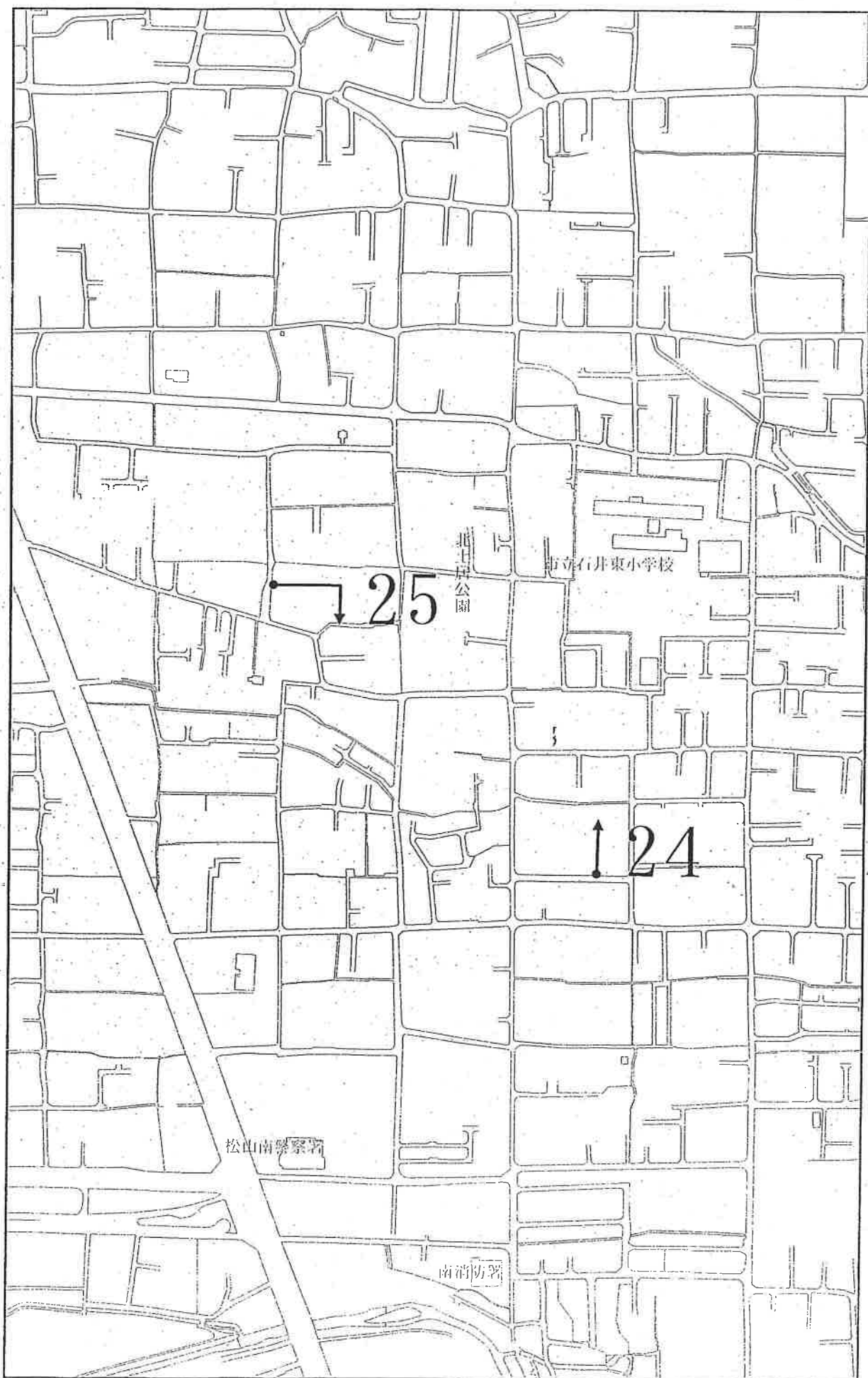


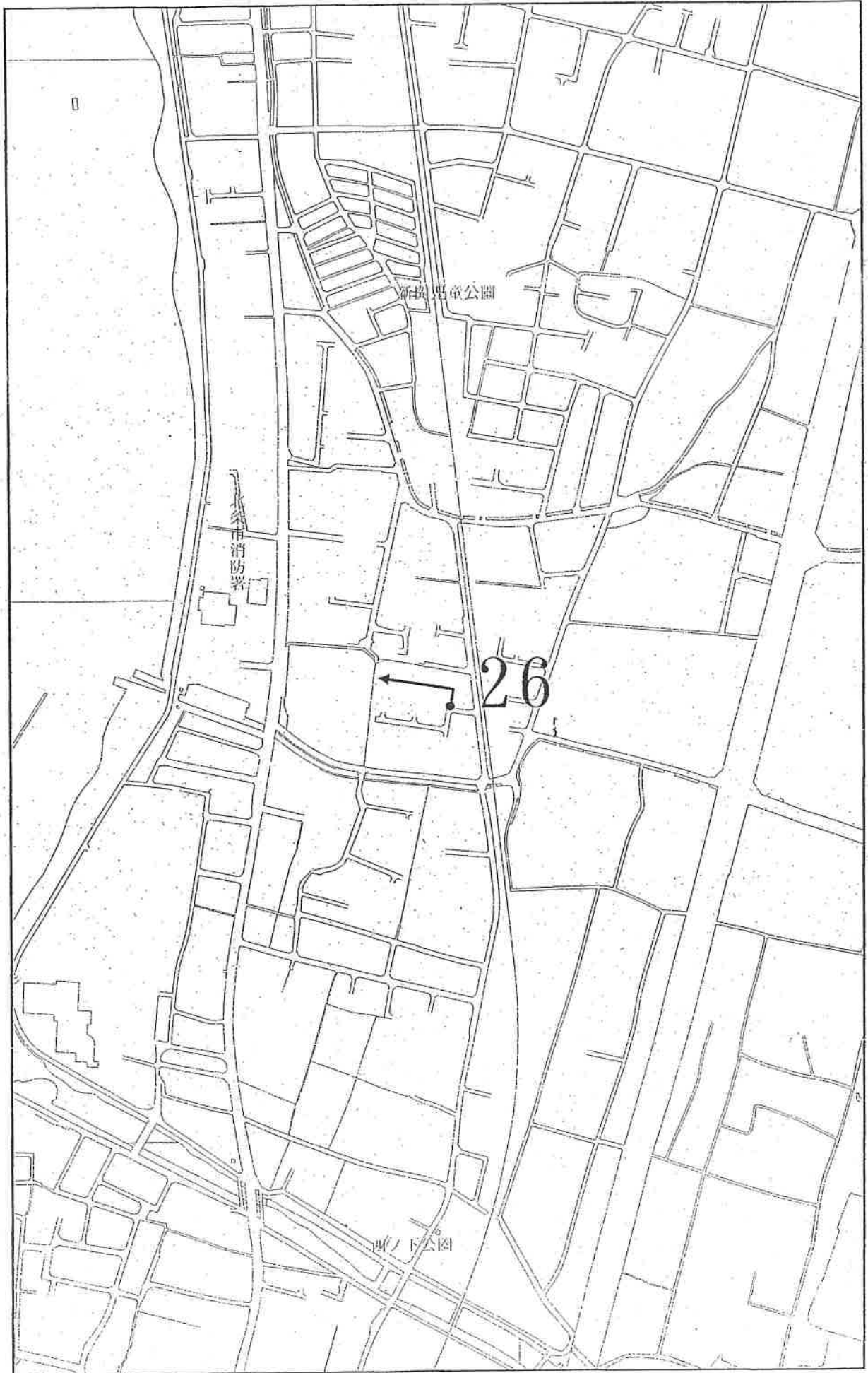


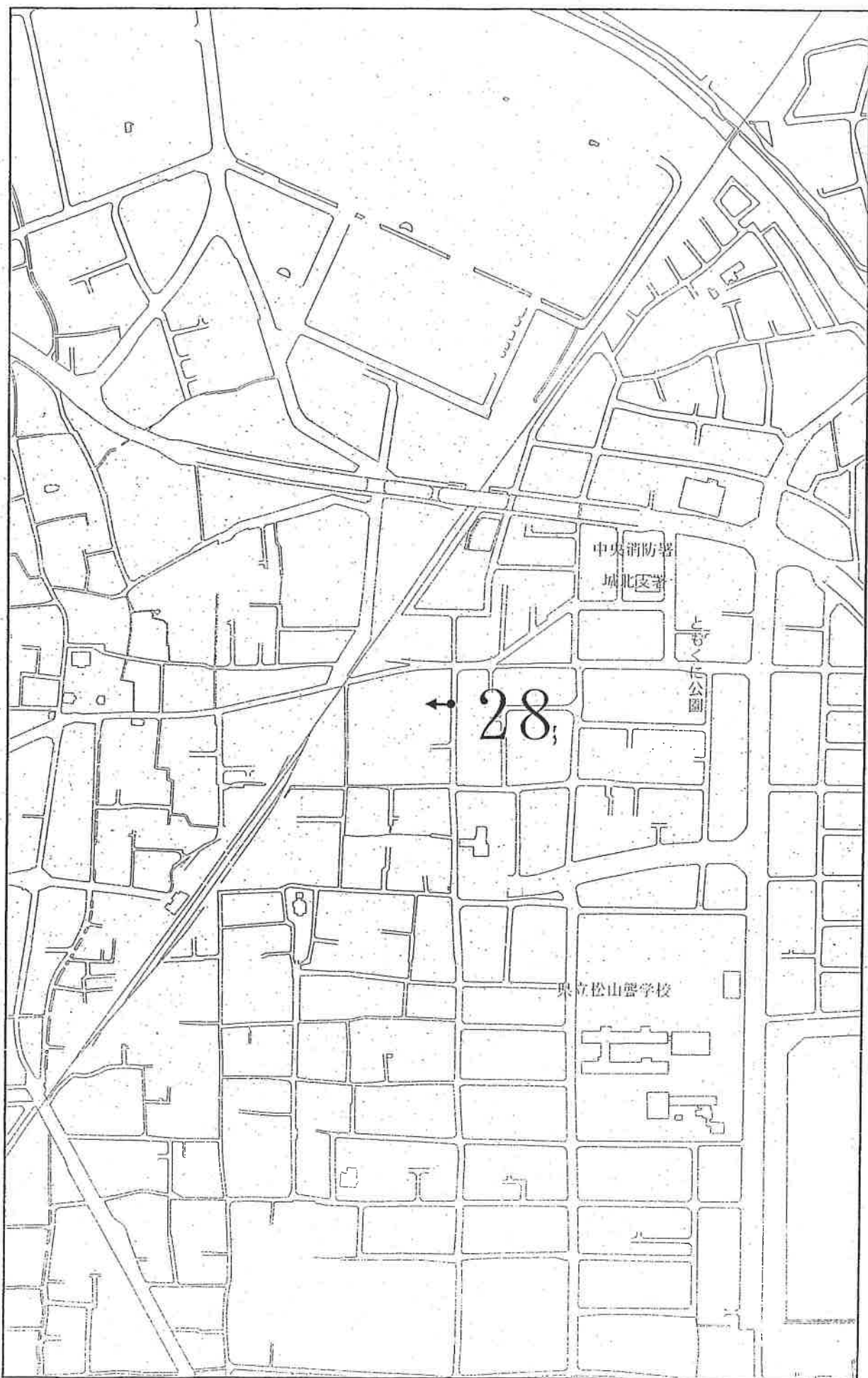












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 素鷲 186号線	松山市小坂五丁目 343番10地先	松山市小坂五丁目 343番13地先	4.3 ～ 8.8	45.6
2	市 道 桑原 278号線	松山市畑寺一丁目 696番1地先	松山市畑寺一丁目 694番1地先	4.3 ～ 11.8	81.7
3	市 道 味生 295号線	松山市北斎院町 505番6地先	松山市北斎院町 505番1地先	4.3 ～ 8.7	20.8
4	市 道 味生 296号線	松山市北斎院町 505番10地先	松山市北斎院町 505番8地先	4.3 ～ 8.8	21.3
5	市 道 味生 297号線	松山市南斎院町 1078番9地先	松山市南斎院町 1078番6地先	5.3 ～ 9.7	43.4
6	市 道 生石 294号線	松山市高岡町 164番1地先	松山市高岡町 164番6地先	4.3 ～ 11.6	49.3
7	市 道 垣生 203号線	松山市東垣生町 196番16地先	松山市東垣生町 196番11地先	5.3 ～ 9.8	62.3
8	市 道 垣生 204号線	松山市東垣生町 295番15地先	松山市東垣生町 295番5地先	4.3 ～ 8.7	46.7
9	市 道 垣生 205号線	松山市東垣生町 295番7地先	松山市東垣生町 295番1地先	4.3 ～ 9.8	48.4
10	市 道 久枝 282号線	松山市東長戸二丁目 327番20地先	松山市東長戸二丁目 335番3地先	4.3 ～ 8.4	73.5
11	市 道 堀江 250号線	松山市福角町 甲1572番6地先	松山市福角町 甲1573番6地先	4.3 ～ 7.1	66.0
12	市 道 堀江 251号線	松山市堀江町 甲781番2地先	松山市堀江町 甲781番8地先	4.3 ～ 8.7	92.7
13	市 道 余土 249号線	松山市保免西二丁目 709番1地先	松山市保免西二丁目 724番2地先	4.3 ～ 9.8	74.2
14	市 道 余土 250号線	松山市保免西二丁目 710番13地先	松山市保免西二丁目 710番15地先	4.3 ～ 8.4	27.0
15	市 道 余土 251号線	松山市保免西二丁目 710番8地先	松山市保免西二丁目 710番10地先	4.3 ～ 8.4	27.2
16	市 道 余土 252号線	松山市余戸南三丁目 1348番1地先	松山市余戸南三丁目 1348番5地先	4.8 ～ 9.6	81.0

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 久米 252号線	松山市 来住町 1074番3地先	松山市 来住町 1074番9地先	4.3 ～ 8.8	55.0
18	市 道 久米 253号線	松山市 鷹子町 275番5地先	松山市 鷹子町 275番6地先	5.3 ～ 9.7	15.7
19	市 道 久米 254号線	松山市 鷹子町 1130番1地先	松山市 鷹子町 1130番5地先	5.3 ～ 9.8	23.9
20	市 道 石井 526号線	松山市 西石井二丁目 306番26地先	松山市 西石井二丁目 306番24地先	4.3 ～ 8.7	66.6
21	市 道 石井 527号線	松山市 和泉南三丁目 471番1地先	松山市 和泉南三丁目 472番3地先	4.8 ～ 9.5	100.0
22	市 道 石井 528号線	松山市 和泉南四丁目 336番1地先	松山市 和泉南四丁目 336番4地先	5.0 ～ 12.1	44.9
23	市 道 石井 529号線	松山市 北井門二丁目 119番6地先	松山市 北井門二丁目 119番7地先	5.3 ～ 9.7	14.4
24	市 道 石井 530号線	松山市 北土居一丁目 274番14地先	松山市 北土居一丁目 274番17地先	4.3 ～ 8.7	41.8
25	市 道 石井 531号線	松山市 北土居四丁目 495番10地先	松山市 北土居四丁目 498番6地先	4.3 ～ 8.7	96.0
26	市 道 北条 21号線	松山市 北条辻 1151番18地先	松山市 北条辻 1151番12地先	4.3 ～ 7.5	76.9
27	市 道 雄郡 206号線	松山市 土居田町 629番2地先	松山市 土居田町 629番7地先	4.4 ～ 6.7	65.2
28	市 道 和気 244号線	松山市 馬木町 323番15地先	松山市 馬木町 323番14地先	4.3 ～ 8.7	16.5
29	市 道 石井 532号線	松山市 古川北二丁目 252番8地先	松山市 古川北二丁目 252番11地先	4.3 ～ 8.7	18.0